

学校いじめ防止基本方針

石川町立石川中学校

1 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえ、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他の重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してあってはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案の対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

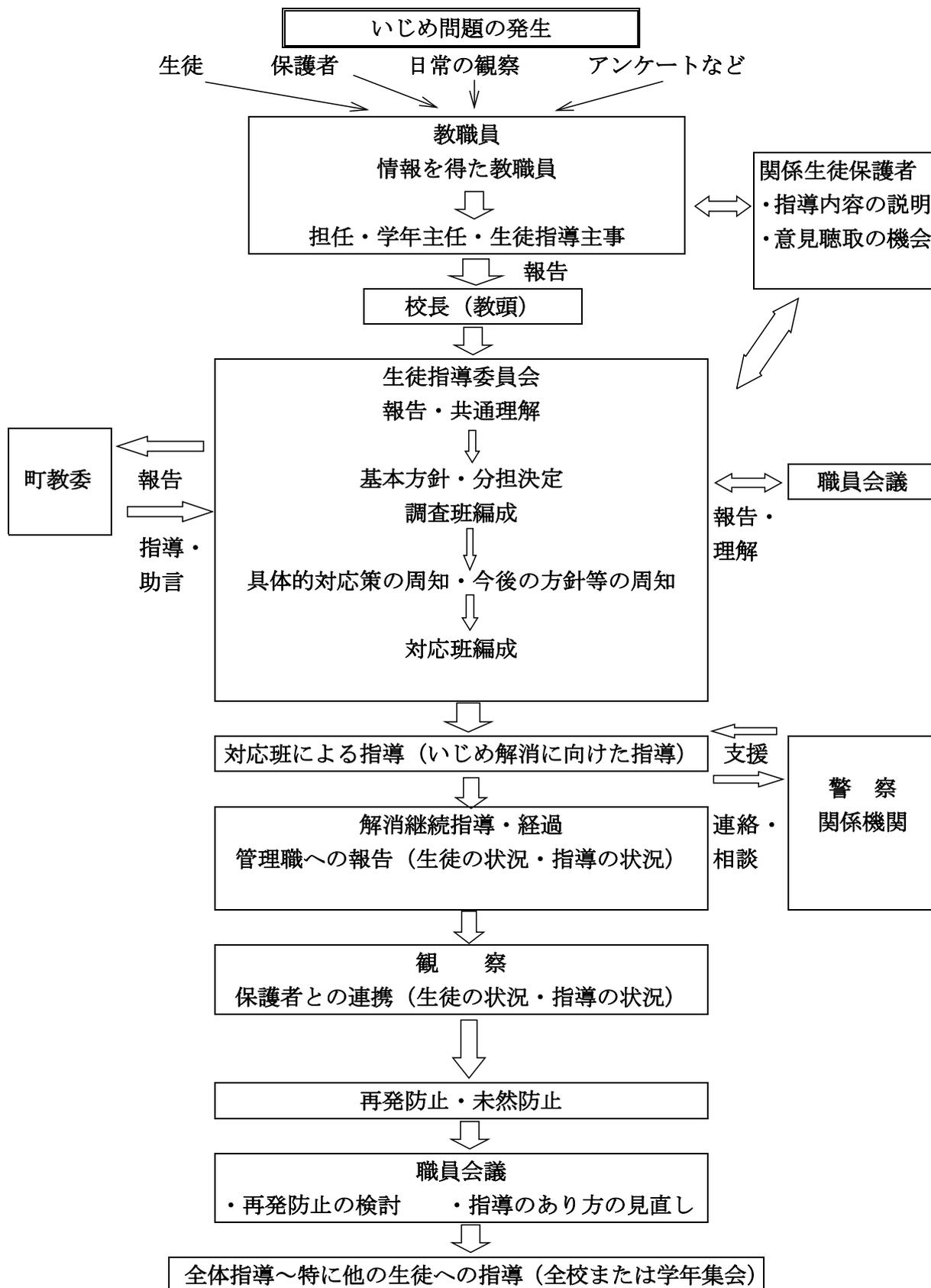
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法 第2条）

【具体的ないじめの様態】

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
 - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・遊びやチームに入れない。
 - ・席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。
 - ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・恐喝、たかり、ものを売りつけられたり、「借りる」と称して返さない。
 - ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりされる。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられたりする。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしい事、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要させたり、下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりやらされる。
 - ・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

- (2) いじめ防止のための組織
- ① 名称 「いじめ防止対策委員会」
 - ② 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当（3名）、養護教諭、スクールカウンセラー その他必要に応じてメンバーに加える。
 - ③ 組織の役割
 - ・学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・評価
 - ・いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対応のための連絡・調整
- (3) いじめの未然防止のための取組
- ① 道徳教育や体験活動の充実を図り、生徒の豊かな情操や道徳性を養い、人権意識を高めていく。
 - ② 授業や行事の中で生徒一人一人が活躍できる場を設け、所属感や自己有用感を高め、よりよい集団の育成を図る。
 - ③ 生徒会や学級でいじめ防止のための目標を設け、「いじめは絶対に許さない」「見過ごさない」集団作りに努める。
 - ④ 保護者・地域との連携を図り、いじめ防止の取組の理解と協力を得る。
- (4) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組
- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こるという認識に立ち、生徒の変化の様子や情報収集に努め、教員同士が情報の共有化を図り、生徒の実態把握を多面的に行う。
 - ② 定期的にアンケート調査や教育相談を行うなど、いじめを訴えやすい体制作りに努める。
 - ③ 校内研修を充実させ、全教職員がいじめに関する理解を深める。
- (5) いじめに対する措置
- ① いじめ対応の基本的な流れの確認
 - ア いじめ情報の把握
 - イ 正確な事実の確認
 - ウ 指導体制・方針決定
 - エ 生徒への指導・支援、保護者との連携
 - オ 今後の対応
 - ② いじめ発見時の緊急対応
いじめを認知した教員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、関係者に適切な指導を行う。また、いじめ対策委員会に連絡し、管理職に報告する。
 - ③ いじめが起きたときの対応
 - ア いじめられた生徒に対して
 - ・つらい気持ちを受け止め、不安を和らげ、「最後まで守り抜くこと」を伝える。
 - ・複数の教員で事実関係を正確に確認するとともに、被害生徒が落ち着いて学習できる環境を整える。
 - イ いじめた生徒に対して
 - ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・いじめた気持ちや状況を十分聞き、背景にも目をむけ指導する。
 - ウ 見ていた生徒に対して
 - ・自分の問題としてとらえさせる。誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
 - エ 保護者との連携
 - ・関係生徒の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
 - ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察署と連携してこれに対処する。いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害なった場合のケア等必要な措置を講ずる。

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



(6) 重大事態発生時の対応

① 重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害をおった場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

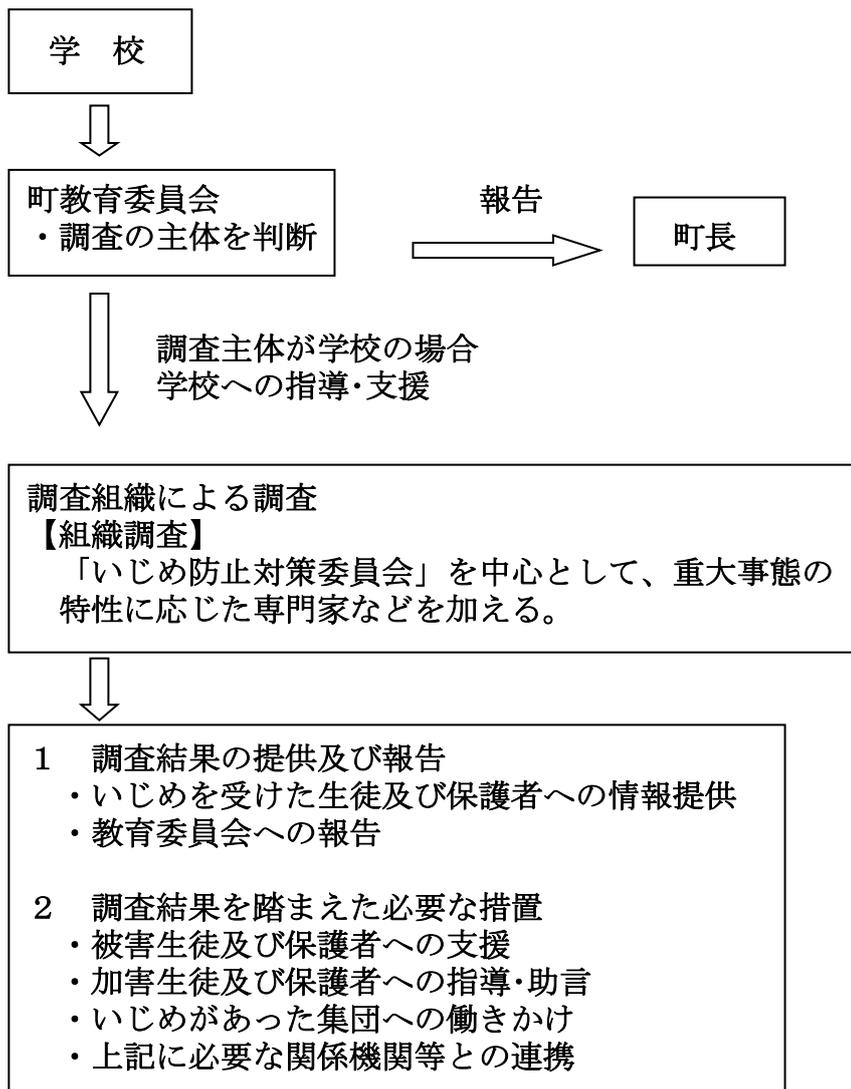
② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、町教育委員会に迅速に報告する。

③ 重大事態の調査

- ・ 必要に応じ第三者を加え調査組織を設置し、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 調査結果により明らかになった事実関係について、個人情報に十分配慮しいじめを受けた生徒及び保護者に情報を提供する（経過報告も含む）。
- ・ 調査結果を学校の設置者に報告し、必要な措置を講ずる。

重大事態への対応の流れ



(7) 年間指導計画

月	生徒指導計画	面談・アンケートの実施	校内研修計画	いじめ防止のための会議等	評価計画
4	・バス利用全体指導 ・情報モラル全体指導		校内研修1 (生徒指導全体会：身体)	第1回いじめ防止対策会議	
5	・生徒総会		校内研修2 (生徒指導全体会：行動)		
6		アンケート調査(結果により面談実施)			
7	・情報モラル講演会		校内研修3		取組状況評価
8		アンケート調査(結果により面談)		第2回いじめ防止対策会議	
9		二者相談			
10	・バス利用全体指導				
11		三者相談			
12			QUテストの使い方		取組状況評価
1	・情報モラル(1年生)	アンケート調査(結果により面談) 教育相談		第3回いじめ防止対策会議	年間評価(保護者含む)
2	・生徒総会				
3					次年度の計画

(8) 評価と改善

- ① 1・2学期末に教職員による取組み状況の反省をし、評価を行う。1月に学校保護者アンケートを実施し、評価を行う。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。